

●後期高齢者医療制度のお知らせ● ～令和2年度の保険料等について～

■保険料率が変わりました

●被保険者の皆様にお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料をもとに決めることとなっています。
令和2・3年度の新しい保険料率は次のとおりです。

	平成30年度 令和元年度		令和2・3年度
●均等割 被保険者が 等しく負担	年間 50,205円	1,843円 増	年間 52,048円
●所得割 被保険者の所得に 応じて負担	年間 10.59%	0.39% 増	年間 10.98%
●賦課限度額 1年間の保険料の 上限額	年間 62万円	2万円 増	年間 64万円

■保険料の計算方法（令和2年度）

●保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 [1人当たりの額] 52,048円	+	所得割 [被保険者本人の所得に応じた額] (令和元年中の所得－33万円)×10.98%
1年間の保険料[限度額64万円] (100円未満切り捨て)		

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

●所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

お問い合わせ 住民課 戸籍保険グループ

「児童手当現況届」について期限内の提出をお願いします！ 期限は「6月30日」です！

児童手当を受給している方は、毎年6月に「**現況届**」の提出が必要です。

Q1: 「現況届」とは何ですか？

「現況届」とは毎年6月1日の状況を把握し、10月以降の手当の支給を受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係等)を満たしているか確認するための届出です。

Q2: 提出がない場合は？

児童手当は毎年6月、10月、2月、の3回に分けて支給していますが、現況届の提出がない場合、10月以降の手当が受けられなくなることもありますので、期限内に必ず提出してください。

Q3: 提出する書類は？

現在受給されている方には、6月初旬に「現況届」を郵送しますので、お手元に届きましたら必要事項を記入し、受給者の健康保険証の写しを添付して提出してください。(国保に加入している方は保険証の写しは不要です。)

Q4: 期限を過ぎた場合は？

提出期限を過ぎた場合でも、ただちに受給資格がなくなるわけではありませんが、10月以降の手当の振込が遅れる場合や、現況届の提出がないまま2年間が経過した場合、時効により受給権が消滅しますので、できるだけ早く提出してください。

出生、転入・転出によって養育している児童数に変更がある場合など、手続きが必要となる場合があります。その他の手続き等については下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 住民課 住民環境グループ